

京都市上下水道局管理規程第15号

京都市上下水道局職員の服務監察に関する規程を次のように制定する。

平成20年2月27日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 誠一郎

京都市上下水道局職員の服務監察に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公正かつ適正な職務の執行を確保するため、服務監察の体制、服務監察を担当する職員の権限その他職員の服務監察に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、服務監察とは、職員の服務の状況を監察し、及び職員が服務に関する法令等の規定に違反し、又は違反する疑いがあると認められる場合において、当該職員について監察することをいう。

(服務監理者及び統括監察員等)

第3条 職員の服務監察を実施するため、服務監理者、統括監察員、監察員及び副監察員を置く。

- 2 服務監理者及び統括監察員は管理者が任命する。
- 3 監察員及び副監察員（以下「監察員等」という。）の任命については別に定める。
- 4 服務監理者は、職員の服務監察に関する事務を統括する。
- 5 統括監察員は、服務監理者の命を受け、職員の服務監察に関し指揮監督を行うとともに、京都市事務分掌規則第2条第8項に規定する服務監及び他の任命権者の統括監察員と相互に密接な連携を保ち、情報の交換に努めるものとする。
- 6 監察員等は、統括監察員を補佐する。

(代理)

第4条 服務監理者に事故があるときは、統括監察員がその職務を代理し、統括監察員に事故があるときは、あらかじめ統括監察員が定めた監察員がその職務を代理する。

(監察参事)

第5条 服務監察を各部と連携し円滑に実施するため、監察参事を置く。

2 監察参事は、総務部長、水道部長及び下水道部長をもって充てる。

3 監察参事は、第11条に規定する上下水道局服務監察員会議に参画し、服務監察について意見を述べることができる。

(相互の連携)

第6条 服務監理者、統括監察員及び監察員等(以下「服務監理者等」という。)並びに監察参事は、服務監察に関し、相互に密接な連携を保つとともに、情報の交換及び意思の疎通を図るように努めなければならない。

(服務監察の対象)

第7条 服務監察は、次に掲げる事項について行う。

- (1) 職務に関して発生した職員の非行及び事故又はその疑いがある行為に関する事項
- (2) 職員の信用失墜行為又はその疑いがある行為に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、職員の服務に関する事項
- (4) その他服務監理者が特に必要と認める事項

(非行及び事故の報告等)

第8条 部、室又は水質管理センター(以下「部等」という。)の長は、当該所属職員に、前条第1号又は第2号に該当する事項が発生したことを知ったときは、速やかにその事実を、統括監察員を経て服務監理者に報告しなければならない。

(服務監察の実施)

第9条 服務監理者等は、前条の報告があったときその他服務監察を実施する必要が

あると認めるときは、関係する職員に対し、出頭を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

2 服務監理者等は、服務に関する法令等の規定に違反し、又は違反する疑いがあると認められる職員から事情を聴取することができる。

3 職員は、服務監理者等が行う服務監察に誠実に協力しなければならない。

(結果の通知等)

第10条 服務監理者は、服務監察の対象となった職員が属する部等の長に対し、服務監察の結果を通知するとともに、必要に応じ、その対応策を勧告することができる。

(服務監察員会議)

第11条 服務監察の円滑かつ総合的な推進を図るため、上下水道局服務監察員会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議の組織、運営その他の事項については、別に定める。

(補則)

第12条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成20年3月1日から施行する。

(上下水道局総務部職員課)